## 新型インフルエンザ等対策に関する Q&A (平成 25 年 8 月 23 日 指定公共機関に係る説明会用)

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

Q1:新型インフルエンザ等発生時の被害想定の考え方について、業務計画を検討・作成する上で参考にしたいので教えてください。

被害想定については、感染症の専門家や医療関係者等により構成された新型インフルエンザ等対策有識者会議の議論の中で、これまでと同様の被害想定(現時点における科学的知見や過去に世界に大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、医療機関を受診する患者数は約 1,300 万人~約 2,500 万人、中程度の致命率<sup>※10.53%</sup>、重度の致命率<sup>\*12.0%</sup>として、入院患者数、死亡者数を推計。)を用いることとされ、それを踏まえて新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成 25 年 6 月 7 日閣議決定。以下「政府行動計画」という。)を作成したところです。

ただし、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があります。(詳しくは、政府行動計画の該当箇所を参照下さい。)

- \*\*i 致命率とは、流行期間中にある疾患にり患したもののうち、死亡したものの割合のことを言います。
- ※2 新型インフルエンザ等の患者を診察・治療する医療関係者とそれ以外の事業者等の間では、一般的に感染リスクは相当程度異なると考えられています。
- Q2:新型インフルエンザ等発生時には通常通りのサービス水準を維持しなければなりませんか。ピーク時(約2週間)に最大40%程度が欠勤するケースを想定すると、通常どおりのサービス水準を維持するのは難しいと考えています。

指定(地方)公共機関については、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第3条第5項により、その業務について、作成した業務計画に基づいて新型インフルエンザ等対策を実施する責務があり、また特措法第4章に定められる具体的措置を講じる義務がありますが、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされている場合には、サービス提供水準の低下が想定し得ます。このため、政府行動計画において、「国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、国民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける」こととしていますが、重要業務に人員を集中させるなど、サービス提供水準の低下が最小限となるよう努めていただきたいと考えています。

なお、事業者は事業継続計画(BCP)において、業務を重要業務とそれ以外の業務に分けるとともに、重要業務を実施する体制を計画することが必要となります。

Q3:業務計画の作成はいつまでに行えばよいですか。

業務計画はできる限り早く作っていただくことが望ましく、遅くても今年度(平成 25 年度)中に作成していただきたいと考えています。

Q4:業務計画のモデルについて示す予定はありますか。少なくとも業務計画に記載すべき 項目について示すべきではないでしょうか。

業務計画については、各指定(地方)公共機関の業種によって業務類型等が異なるためモデルをお示しすることは困難であると考えています。業務計画に記載する項目としては、新型インフルエンザ等対策の実施体制、業務の内容、実施方法などがあります。詳細については、資料2をご参照ください。

Q5:指定(地方)公共機関が作成する業務計画と特定接種の登録事業者の要件である事業 継続計画(BCP)との違いについて教えてください。

業務計画は「新型インフルエンザ等対策業務」及び当該業務を実施するための体制(人員計画等)等を記載するものです。

一方、事業継続計画(BCP)は、事業者の事業継続のための「重要業務(継続業務)」を選定するとともに、当該業務及び組織を継続するために「縮小・休止する業務」を記載するものです。

詳細については、資料2をご参照ください

Q6:業務計画の報告は誰に、どのような形で行えばいいのですか。

特措法第9条第3項に定めるとおり、業務計画は指定公共機関を所管する指定行政機関の 長を経由して、内閣総理大臣に報告することとなります。資料4のとおり、指定行政機関と なっている省庁にもその旨を連絡してありますので、具体的な報告先等については所管の指 定行政機関にお問い合わせください。

Q7:特定接種の実施要領はいつ示されるのですか。業務計画には特定接種の実施体制等を 記載したいと考えています。

特定接種の実施要領は、今後速やかにお示ししたいと考えています。

なお、特定接種対象者の範囲や総数等は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの 特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更にその際の社会状況等を政府対策 本部において判断し、基本的対処方針により決定することになりますので、登録事業者となっても、必ず特定接種ができるというわけではありません。したがって、特定接種を前提と して業務計画を作成することのないようにしてください。(ただし、対策の一つとして特定 接種について記載すること自体を否定するものではありません。)

Q8:新型インフルエンザ等発生時において、終息宣言のようなものは行うのですか。通常 の業務に切り替えるタイミングを図る上で参考としたいので教えてください。

特措法第32条第5項により、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、 緊急事態解除宣言を行うこととしています。

また、特措法第 21 条により、①新型インフルエンザ等にり患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにり患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかになったとき、②又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザに対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザと認められなくなった旨の公表がされたとき、③若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、政府対策本部を廃止することとしています。

なお、新型インフルエンザ等対策における政府の方針等については政府対策本部(本部長:内閣総理大臣)が定める基本的対処方針においてお示しすることとしています。